鳥取大学鳥取地区文化系サークル共用施設使用規則

昭和 49 年 11 月 16 日 鳥取大学規則第 42 号

(趣 旨)

第1条 この規則は、鳥取大学(以下「本学」という。)鳥取地区文化系サークル共用施設(以下「共 用施設」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(管理運営)

第2条 共用施設の管理運営は、理事(教育担当)(以下「理事」という。)が行い、その事務は学生部生活支援課の所掌とする。

(使用の範囲)

- 第3条 共用施設は、本学における文化系サークル団体の集会及び音楽、美術系サークル団体の練習、制作活動に使用させるほか、本学学生のサークル団体の合宿研修に使用させるものとする。
 - (使用手続)
- 第4条 共用施設の使用を希望する団体は、代表者を定め、別紙様式による共用施設使用願を使用開始 日の7日前までに、生活支援課に提出し理事の許可を受けなければならない。

(使用の変更)

第5条 共用施設の使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、使用内容の変更又は取消しをしようとするときは、使用開始日の前日までにその旨を生活支援課を経て、理事に申し出て承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第6条 使用者は、別に定める鳥取大学鳥取地区文化系サークル共用施設使用心得を遵守しなければならない。

(使用許可の取消し)

第7条 使用者がこの規則に違反し、又は使用心得を遵守しないときは、共用施設の使用許可を取り消すことがある。

(損害の弁償)

第8条 使用者は、故意又は重大な過失により建物及び設備を滅失し、若しくはき損したときは、その 損害を弁償しなければならない。

附則

この規則は、昭和49年11月16日から施行する。

附 則 (略)

附 則(平成16年4月1日鳥取大学規則第21号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月17日鳥取大学規則第11号)

この規則は, 平成22年2月17日から施行する